

介護サービス事業者の指定（許可）更新について

平成26年4月1日
保健福祉部長寿社会政策課

I 指定（許可）更新制度の概要

1 指定（許可）更新制度について

平成18年4月の介護保険法改正により、介護サービスの質の確保を目的として、介護サービス事業者が人員・設備・運営上の基準を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的に確認する仕組みとして、**指定（許可）の効力に有効期間（6年間）が設けられました。**基準に沿った適切な事業の運営がなされていない場合や、過去に取消処分を受けるなど、介護保険法における「欠格事由」に該当する場合については、指定（許可）の更新が受けられなくなります。

2 指定（許可）の有効期間について

指定（許可）及び更新の日から6年間となります。

3 「みなし指定」について

①「医療みなし」サービス

健康保険法に基づく**指定保険医療機関**及び**指定保険薬局**が行う以下のサービスについては**更新の手続きは不要**です。

「医療みなし」が適用される事業所・施設	対象となる介護保険のサービス
健康保険法に基づき保険医療機関の指定を受けた病院・診療所	(介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 通所リハビリテーション
健康保険法に基づき保険薬局の指定を受けた薬局	(介護予防) 居宅療養管理指導

※平成21年4月から（介護予防）通所リハビリテーションが「医療みなし」サービスとして追加されました。

指定保険医療機関であって、**現に県から（介護予防）通所リハビリテーションの指定をうけている事業所・施設**は現に受けている指定の有効期間満了後、「医療みなし」に移行することとなるため、**更新申請の必要はありません。**

②「施設みなし」サービス

介護保険法に基づく**介護老人保健施設**、**介護療養型医療施設**が行う以下のサービスについては、**本体施設で指定（許可）の更新がなされれば、指定更新を受けたものとみなされます。**

「施設みなし」が適用される施設	対象となる介護保険のサービス
介護老人保健施設	(介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所療養介護
介護療養型医療施設	(介護予防) 短期入所療養介護

4 地域密着型サービスについて

(介護予防)地域密着型サービスの指定(許可)更新については、各市町村に対して更新手続きを行うこととなります。なお、平成18年4月1日以前に県の指定を受けて事業を運営しており、平成18年4月1日の介護保険法改正で、みなし指定となった(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設を運営している事業者の指定有効期間の起算日は、県の指定年月日となりますので、御注意ください。

5 仙台市内に所在する事業所・施設について

仙台市内に所在する事業所・施設については、平成24年4月より事務処理権限が仙台市に移譲されており、更新手続きについても仙台市が行うこととなります。

なお、指定(許可)有効期間の起算日は、県が指定(許可)した年月日となりますので、御注意ください。

6 栗原市内に所在する「居宅介護支援」事業所・施設について

栗原市内に所在する居宅介護支援事業所・施設については、平成21年4月より事務処理権限が栗原市に移譲されており、更新手続きについても栗原市が行うこととなります。

なお、指定(許可)有効期間の起算日は、県が指定(許可)した年月日となりますので、御注意ください。

6 休止中の事業所・施設について

休止中の事業所・施設については、人員及び設備に関する基準を満たしていないため、指定(許可)の更新を受けることができません。(指定(許可)有効期間の満了をもって、指定(許可)の効力を失うこととなります。)

ただし、指定(許可)有効期間内に事業を再開予定である事業者については、基準の遵守を前提に更新の申請を受け付けることとします。

詳しくは、更新申請書の提出先にお問い合わせください。

7 指定(許可)更新に係る審査等について

①事前通知

県より、指定有効期間満了日の概ね3ヶ月前[※]に、更新対象事業者あてに、更新申請期限や更新審査結果通知の見込時期等を記載した「事前通知」をいたします。

※ 指定(許可)有効期間満了の2ヶ月前になっても「事前通知」が届かない場合には、お手数ですが、更新申請書の提出先までお問い合わせください。

②更新申請書の提出

各事業者は「事前通知」に記載された「更新申請書の提出期限」までに、「Ⅱ 指定(許可)更新の申請手続きについて」で定める書類を提出してください。

申請書の提出方法については、提出先への「持参」または「郵送」のみ受け付けます。

(※eメール、ファクシミリによる提出は受け付けません。)

③更新手数料

全サービスとも更新手数料は不要です。

④更新審査

県では、申請書受付後、人員基準等を満たしているか審査を行います。

なお、審査のため、書類の追加提出及び現地確認調査を行う場合がありますので、あらかじめ御了解ください。

審査の結果、申請内容が基準を満たしている場合には、指定（許可）更新通知書を送付します。また申請内容が基準を満たしていない場合には、指定（許可）更新ができない旨の通知をいたします。

II 指定（許可）更新の申請手続について

1 更新申請の単位について

指定（許可）更新は、指定（許可）を受けた事業所・施設（サービス種類）ごとに行います。したがって、更新申請書は事業所・施設ごと、サービス種別ごとに作成し、提出する必要があります。

ただし、下記①～③の条件をすべて満たす場合には、複数のサービス種別をまとめて申請することが可能です。

- ①同一の介護保険事業者番号で複数の指定介護サービスを提供している。
- ②指定（許可）有効期間の満了日が同一である。
- ③提出先（下記の「4 更新申請書の提出先」参照のこと。）が1カ所である。

2 申請方法

提出先（下記の「4 更新申請書の提出先」参照のこと。）に別に定める必要書類を整備の上、「持参」又は「郵送」にて提出してください。

3 申請期限

事前通知書に記載されている提出期限までに提出して下さい。

4 更新申請書の提出先（**仙台市に所在する事業所・施設を除く**）

更新申請書の提出先は下記のとおりです。

事業所・施設の所在地、サービス種別ごとに異なりますのであらかじめ御確認ください。

①介護保険施設

※サービス種別ごとに異なります。

サービス種類	提出先
介護老人福祉施設	保健福祉部長寿社会政策課
介護老人保健施設	介護保険指導班
介護療養型医療施設	住所：仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話：022-211-2556

②居宅サービス事業者，介護予防サービス事業者，居宅介護支援事業者

※事業所の所在地によって異なります。

サービス種別	事業所所在地	提出先
(介護予防)訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導	白石市，角田市， 刈田郡，柴田郡， 伊具郡	仙南保健福祉事務所 成人・高齢班 住所：柴田郡大河原町 字南129-1 電話：0224-53-3120
(介護予防)通所介護 (介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)特定施設入居者生活介護	塩竈市，名取市， 多賀城市，岩沼市， 亘理郡，宮城郡， 黒川郡	仙台保健福祉事務所 高齢者支援班 住所：塩釜市北浜四丁目8-15 電話：022-365-3152
(介護予防)福祉用具貸与 (介護予防)特定福祉用具販売 (介護予防)居宅介護支援	大崎市，加美郡， 遠田郡	北部保健福祉事務所 高齢者支援班 住所：大崎市古川旭四丁目1-1 電話：0229-91-0713
	栗原市 ※居宅介護支援を除く。	北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 成人・高齢班 住所：栗原市築館藤木5-1 電話：0228-22-2116
	石巻市，東松島市， 牡鹿郡	東部保健福祉事務所 成人・高齢班 住所：石巻市東中里1丁目 4-32 電話：0225-95-1419
	登米市	東部保健福祉事務所 登米地域事務所 成人・高齢班 住所：登米市迫町佐沼 字西佐沼150-5 電話：0220-22-6117
	気仙沼市，本吉郡	気仙沼保健福祉事務所 成人・高齢班 住所：気仙沼市東新城3丁目 3-3 電話：0226-22-6614